

議第19号

平成25年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間総給水量		193,085,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	
1日最大給水量		579,000	
1日平均給水量		529,000	
期首使用者数		750,500 <sup>件</sup>	
期末使用者数		754,000	
増加見込数		3,500	
主要な建設改良事業		千円	
上水道整備事業		14,900,000	
上水道施設整備事業		11,000,000	水道施設の改良及び更新
鉛製給水管単独取替事業		3,000,000	鉛製給水管の取替え
大規模太陽光発電設備設置事業		500,000	大規模太陽光発電設備の設置
庁舎建設事業		400,000	庁舎の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	30,152,000千円
第1項 営業収益	29,984,019千円
第2項 営業外収益	167,981千円

## 支 出

第1款 水道事業費用	28,781,000千円
第1項 営業費用	24,353,613千円
第2項 営業外費用	4,417,387千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,783,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額648,970千円、当年度利益剰余金処分別額及び損益勘定留保資金等12,134,030千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	13,796,000千円
第1項 企業債	12,509,000千円
第2項 出資金	96,000千円
第3項 工事負担金	368,060千円
第4項 加入金	429,024千円
第5項 基金収入	6,415千円
第6項 基金繰入金	280,000千円
第7項 寄附金	87,200千円
第8項 その他資本的収入	20,301千円

## 支 出

第1款 資本的支出	26,579,000千円
第1項 建設改良費	15,800,084千円
第2項 企業債償還金	10,742,501千円
第3項 投資	6,415千円
第4項 その他資本的支出	20,000千円

## 第5項 予 備 費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道整備事業	平成26年度から平成28年度まで	千円 8,740,000
諸施設整備	平成26年度及び平成27年度	900,000
管路情報管理システム入力業務	平成26年度及び平成27年度	30,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道整備事業費	千円 9,773,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
計	9,773,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業

外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち1,073,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金	1,073,000千円
---------	-------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、840,000千円と定める。

平成25年2月20日提出

京 都 市 長      門   川   大   作